

元年 7. 29

## 全員協議会（第2部）会議録

分類 . . 30・10・5・1

可・否・一部否・一時否

第 470 号 受付

日 時 令和元年 7月 23 日（火） 午前 10 時 45 分～午前 11 時 38 分

場 所 第 1 委員会室

出 席 者 全議員 20 名

傍 聴 者 1 名

会議録作成 ふじえ真理子

## 1 議会改革について

(1) 今期議会改革の目標を設定

- ① 議員相互の自由闊達な議論と政策立案・提言機能の向上を目標とする。
- ② 市民との意見交換の場を積極的に設ける。
- ③ 出された意見等を常任委員会所管事務調査等で積極的に調査する。
- ④ 今期中に政策等に関する議員提出議案を最低 1 本は上程することを目指す  
上記案を説明し、全会一致で決定する。

(2) 全員協議会要綱を改正

協議事項に「③議会基本条例第 23 条に基づく重要な計画の説明」を追加する。

<確認>第 23 条（重要な計画の説明）…「(6) その他重要な計画」については、  
その都度、この場で必要性を協議した上で、必要なものは議長から説明を求める。

上記案を説明し、全会一致で決定する。

(3) 全員協議会（第2部）要綱を新設

- ・開催日は、原則として全員協議会終了後とするが、必要に応じ、議長が招集することができる。開催時間は、原則 1 時間以内とする。
- ・協議事項は、議会改革に関する事項のほか、議員間で自由に意見交換することが必要であると議長が認めた事項とする。
- ・議長は、必要に応じ議決をとることができる。
- ・会議録は、議席番号順に 2 人ずつ作成する。（1 番と 20 番から順に）
- ・議長は、必要に応じ議会事務局に出席を求めることができる。当局側に出席を求める

る可能性については、採決の結果、賛成少数により、いずれの場合も当局側を呼ぶことはしない、と決定する。

- ・協議会（第2部）を原則公開にするか否かは採決の結果、賛成少数により非公開と決定する。

上記案を説明し、原案を一部修正のうえ、全会一致で決定する。

#### (4) 議会改革部会要綱を新設

- ・部会は、議会基本条例第3条第5項及び同27条に基づき、第1部会・第2部会を設置し、議長の諮問機関とする。正副議長を除く議員はどちらかの部会に所属し、任期は原則2年。退任した正副議長はどちらかの部会に所属し、必要に応じ人数を調整する。
- ・運営について、議事は過半数で決するものとするが極力全会一致を目指す。部会長は取りまとめた結論を文書で議長へ答申する。議会事務局へ出席を求めることができる。部会は非公開とする。
- ・部会への諮問事項は議長が定める。

上記案を説明し、全会一致で決定する。

#### (5) 議会改革に関する申し合わせを確認

- ・検討事項は、前期からの継続課題と全員協議会（第2部）に提出された新たな案件とする。
- ・新たな案件は全員協議会（第2部）の1週間前までに所定の用紙（別紙）で議長へ提出する。
- ・議長は、議長へ出された新たな案件は全員協議会（第2部）へ報告、承認を得た上、各部会長へ諮問する（会派会議または議会運営委員会の所管事項は除く）。
- ・議長は、部会長から答申された内容を全員協議会（第2部）へ諮り、全議員で協議し決定する。

上記案を説明し、全会一致で決定する。

#### (6) その他

- ・1週間前に議長へ提出する「議会改革提案書」の全議員へ配布するタイミングは、全員協議会（第2部）当日とする（試行）。

・<流れの確認>

「議会改革提案書」>>>全員協議会（第2部）で取り扱いを検討

検討の結果により次の3パターンが考えられる

- ① その場で即決する
- ② 部会で検討する
- ③ 取り扱わない

2 その他

- ・次回開催日 8月23日(金) 全員協議会 終了後
- ・次回会議録作成者 服部龍一議員、近藤善人議員